

○久喜市表彰規則

平成22年9月8日

規則第247号

改正 平成29年11月6日規則第35号

(目的)

第1条 この規則は、久喜市のため功労顕著なもの又は市民で徳行卓越なものを表彰し、市の自治振興の発展と福祉の増進に資することを目的とする。

(表彰の対象となるもの)

第2条 前条の規定による表彰の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 地方自治の振興に貢献したもの
- (2) 産業の発展に貢献したもの
- (3) 防災の活動に貢献したもの
- (4) 交通安全又は防犯の活動に貢献したもの
- (5) 環境の保全又は創造に貢献したもの
- (6) 保健衛生の改善又は向上に貢献したもの
- (7) 福祉の向上に貢献したもの
- (8) 児童又は青少年の健全育成に貢献したもの
- (9) 教育、文化又はスポーツの振興に貢献したもの
- (10) 善行が特に優れ、他の模範となるもの
- (11) 公共のために多額の金品を寄附したもの
- (12) その他本市に対し、特別の功労があるもの又は地域社会の利益を興したものの

(表彰の手続)

第3条 市内に住所のある個人又は所在のある団体は、前条各号のいずれかの表彰に該当するものがあるときは、市長に推薦することができる。

- 2 前項に規定する推薦の有無にかかわらず、前条各号に掲げるものの事務を所掌する所属長（久喜市組織規則（平成22年久喜市規則第5号）に規定する課、久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）に規定する課、久喜市議会事務局処務規則（平成22年久喜市議会規則第3号）に規定する課及び久喜市水道事業管理規程（平成22年水道企業管理規

程第1号)に規定する課の長並びに久喜市会計管理者の補助組織設置規則(平成22年久喜市規則第6号)に規定する室の長並びに久喜市選挙管理委員会規程(平成22年久喜市選挙管理委員会訓令第1号)に規定する事務局、久喜市監査委員事務局規程(平成22年久喜市監査委員訓令第1号)に規定する事務局、久喜市農業委員会事務局規則(平成22年久喜市農業委員会規則第2号)に規定する事務局の長並びに久喜市公平委員会設置条例(平成22年久喜市条例第23号)に規定する久喜市公平委員会及び久喜市固定資産評価審査委員会条例(平成22年久喜市条例第25号)に規定する久喜市固定資産評価審査委員会の最も上席の書記をいう。以下同じ。)は、その事務の範囲内において、同号のいずれかに該当するものがあるときは、市長に推薦するものとする。

3 市長は、第1項の推薦があったときは、その実績を調査の上、表彰するかどうかを決定し、推薦したものに通知するものとする。

(特別表彰)

第4条 市長は、第2条各号に掲げるもののうち、広く市民の誇りとして敬愛され、かつ、市民に夢と明るい希望と活力を与え、本市の名声を高めることに特に顕著な功績があったものを、特別に表彰することができる。

2 前項の表彰は、特別功労賞とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が表彰状を授与し、これを行う。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、必要に応じ、随時これを行う。

(追彰)

第7条 この規則により表彰される者(個人に限る。)が表彰前に死亡したときは、追彰し、賞状は、その遺族に授与する。

(欠格事由)

第8条 次の各号のいずれかに該当するものは、第2条各号及び第4条の表彰の対象としないものとする。

(1) 刑事事件に関し、刑に処せられた者(刑法(明治40年法律第45号)第34条の2第1項の規定により刑の消滅した者を除く。)

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 前2号に掲げるもののほか、表彰することが適当でないと認められるとき。

(感謝状)

第9条 感謝状の授与については、この規則の規定（第4条及び第8条を除く。）の例による。

(庶務)

第10条 表彰に関する庶務は、総務部秘書課において行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月6日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。